



島根県報

平成28年7月12日（火）

号外 第 137 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第502号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	東比田布部線	安来市広瀬町布部2000番1地先から同1999番1地先まで	前	メートル 9.80～10.60	メートル 20.00	道路改良工事 拡幅
			後	9.80～19.60	20.00	
"	本山伯太線	安来市伯太町下小竹384番地先から同349番地先まで	前	A 3.50～11.50	407.50	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
		安来市伯太町下小竹382番地先から同414番1地先まで		B 8.20～36.00	609.00	
				後 B	8.20～36.00	
"	斐川一畑大社線	出雲市地合町イノ井179番地先から同町横手1038番3地先まで	前	3.26～64.28	380.46	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.72～64.28	380.46	
"	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山1367番1地先から同地先まで	前	6.25～6.40	11.38	災害復旧工事 拡幅
			後	6.25～8.30	11.38	
"	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂898番統2地先から同地先まで	前	6.89～9.96	38.01	益田県土整備事務所津和野土木事業所 災害復旧工事 拡幅
			後	9.03～11.74	38.01	

島根県告示第503号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年7月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	斐川一畑大社線	出雲市地合町イノ井179番地先から同町横手1038番2地先まで	メートル 172.36	平成28年 7月12日	出雲県土整備事務所	
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡津和野町笹山1367番1地先から同地先まで	11.38	平成28年 7月12日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	
〃	津和野田万川線	鹿足郡津和野町田二穂898番続2地先から同地先まで	38.01	平成28年 7月12日		